教示

1　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（この処分についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢50歳～70歳、男性、身長155cm、痩、黒髪、髪型不明、上衣、半袖Ｔシャツ（綿製）、下衣、パンツ（紺色トランクス、ＬＬサイズ）

上記の者は、平成28年10月18日午前11時20分ころ、川口市坂下町一丁目２番８号の居室内にて死亡した状態で発見されました。死亡推定日時は平成28年９月下旬で、検死、解剖の結果、死因は不詳の病死と判断されています。

遺体は火葬に付し、遺骨は当市に保管してあります。心当たりのある方は、川口市役所生活福祉２課まで申し出てください。

平成29年1月26日

埼玉県　　川口市長　奥ノ木信夫

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・死亡日等不詳、年齢20～40歳代の男性、身長約174cm、体格中肉、頭髪最長約16cm黒髪密生、着衣は上衣茶色ブルゾン、緑色長袖Ｔシャツ、下衣ベージュ色長ズボン、トランクス、靴下、所持品は手提げバッグ、ビニール紐の束、財布、ベルト

上記の者は、平成28年11月23日午後２時55分、千葉県君津市黄和田畑263番地において死体が発見されました。身元不明につき遺体は火葬に付し、遺骨を君津市営聖地公園墓地で保管しております。心当たりの方は、当市保健福祉部厚生課までお申し出ください。

平成29年1月26日

千葉県　　君津市長　鈴木　洋邦

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢20～40歳前後の男性、身長170cm位、体格中肉、着衣・所持金品なし

上記の者は、平成28年12月12日午前８時55分頃、佐渡市願303番地の旅荘先海岸にて発見され、死後１～３ヶ月以上経過していると推定されます。遺体は火葬に付し、遺骨は当市の真楽寺に保管してありますので、心当たりの方は、当市社会福祉課まで申し出てください。

平成29年1月26日

新潟県　　佐渡市長　三浦　基裕

行旅死亡人

1．本籍・住所・氏名不詳、推定年齢30～50歳前後の男性、身長164cm、着衣は紺色ノースリーブシャツ、下衣は茶色ももひき、紺色靴下着用

2．本籍・住所・氏名不詳、推定年齢20～30歳前後の男性、身長165cm、着衣は上衣なし、下衣は黒色ボクサーパンツ（４ＸＬのタグ）、赤色ボクサーパンツ（ＭＥＮとの黒色刺繍）着用、救命胴衣１着と釣り道具一式の絡まりあり

3．本籍・住所・氏名不詳、年齢不詳の男性（推定）、胸骨体に付着した肋軟骨（骨片１片）、着衣なし

4．本籍・住所・氏名不詳、年齢不詳の男性（推定）、身長160～170cm（推定）右下腿部及び右足部１本（１片）、着衣なし

上記１．～４．のいずれも所持金品なし

上記１．及び２．の者は、平成28年12月19日午後２時45分頃、３．及び４．の者は、平成28年12月20日午前９時10分頃、佐渡市羽茂小泊地内の海岸に漂着した木造船内から遺体で発見され、死後２～４ヶ月前後経過していると推定されます。遺体は火葬に付し、遺骨は当市の真楽寺に保管してありますので、心当たりの方は、当市社会福祉課まで申し出てください。

平成29年1月26日

新潟県　　佐渡市長　三浦　基裕

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢40歳～60歳位の男性、身長約170cmから180cm、体格不明、所持品腕時計（シチズン三針式、文字盤青）

上記の者は、平成28年11月15日午前11時35分頃愛知県知多市佐布里字原小洞１番地の167の畑にて遺体が発見されたもので、身元不明のため火葬に付し、遺骨は知多市の知多墓園内の墳墓に納骨しております。心当たりの方は、当市健康福祉部福祉課まで申し出てください。

平成29年1月26日

愛知県　　知多市長　宮島　壽男

行旅死亡人

本籍・住所・氏名等不詳、年齢50歳～70歳と推定、身長166cm～168cm前後の男性、所持金品は、現金830円、長袖作業着上衣、長袖シャツ、ズボン、トランクスのゴム部分、靴下片足、ベルト、カッターナイフ、トラロープ、電気カミソリ、ペットボトル、目薬、簡易ライター、リュックサック

上記の者は、平成28年６月19日午前10時30分、姫路市別所町687番地２日吉神社北側山中で発見されました。死亡推定日時は死後半年～１年と推定され、死亡の原因は不明です。

身元不明のため火葬に付し、遺骨を保管していますので、お心当たりの方は当市健康福祉局生活援護室まで申し出てください。

平成29年1月26日

兵庫県　　姫路市長　石見　利勝

公示送達

茅野都市計画事業宮川茅野土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかえる公告

土地区画整理法第103条第１項の規定による茅野都市計画事業宮川茅野土地区画整理事業の下記１の者に対する換地処分通知書は、送付すべき場所を確知することが出来ないので、同法第133条第１項及び２項において準用する同法第77条第５項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を下記２のとおり公告する。

平成29年1月26日

茅野都市計画事業宮川茅野土地区画整理事業
施行者　茅野市
代表者　茅野市長　柳平　千代一

記

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
⑴住所　不詳
　氏名　金子　倭三
⑵住所　不詳
　氏名　寺島　重吉

2　通知の内容
土地区画整理法第103条第１項の規定により、茅野都市計画事業宮川茅野土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図の通り換地処分します。なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、長野県茅野市塚原２丁目６番１号にある、茅野市役所都市建設部都市計画課に備え置き、閲覧提示をする。

教示

1　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に長野県知事に審査請求することができます。（審査請求の記載事項は行政不服審査法第19条第２項に規定されています。）

2　この処分について不服があるときは、この処分があった日の翌日から起算して６か月以内に茅野市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に茅野市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。